

Vol
68
2020

法務省だより あかれんが

《今月の注目記事！》

- 2020年4月から民法(債権法)が改正されます！
- 令和元年版犯罪白書について
- 「令和元年版再犯防止推進白書」を刊行しました！
- 第21回法整備支援連絡会を開催しました！
- 第39回全国中学生人権作文コンテストについて
- 第69回“社会を明るくする運動”作文コンテストについて
- 京都Congress便り～日本の犯罪防止及び刑事司法の歩み～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



もくじ

～特集記事～

- 01 2020年4月から民法（債権法）が改正されます！…………… P1
- 02 令和元年版犯罪白書について…………… P10
- 03 「令和元年版再犯防止推進白書」を刊行しました！…………… P15
- 04 第39回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品について…………… P17
- 05 第69回“社会を明るくする運動”作文コンテストの入賞作品について…………… P22
- 06 成年年齢下げをテーマとした意見交換会を全国で実施しています
～まだまだ参加していただける中学校・高等学校等を募集中！～…………… P24
- 07 第21回法整備支援連絡会を開催しました！…………… P27
- 08 スリランカに対する支援について
～第1回スリランカ本邦研修を実施しました～…………… P30

～常設記事～

- 09 お答えします～司法試験について～…………… P32

～連載記事～

- 10 そんなとき法テラスがお役に立ちます！Vol.48…………… P33
- 11 法制度整備支援の現場から…………… P34
- 12 「京都 कांग्रेसだより」～日本の犯罪防止及び刑事司法の歩み～…………… P36
- 13 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.4 ～登記官～…………… P38

～Information～

- 14 英語版ホームページを全面リニューアルしました！…………… P40

2020年4月から民法（債権法）が改正されます！

法務省民事局参事官室では、2020年4月1日に施行される民法（債権法）改正の内容をみなさんにお知らせするため、マンガ「桃太郎と学ぶ民法（債権法）改正後のルール」を作成しました。

このマンガについては、紙媒体の冊子を全国の法テラスや消費生活センター等に配布したほか、法務省ホームページにもデータを掲載していますが、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で「面白い」と拡散されたことが新聞報道される（読売新聞・令和元年1月30日朝刊4面）など、大きな反響がありました。

この法務省だより「あかれんが」でも、これから1話ずつ、全6話を掲載しますのでご覧いただければ幸いです。

「桃太郎と学ぶ民法（債権法）改正後のルール」



第1話 はじまり



1





【民法709条】
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。







5







第1話 ポイント

民法は、みなさんの生活の基礎となるルールを定める法律です。コンビニで物を買うとき、電車に乗るとき、部屋を借りるときにも契約を結んでいます。この契約について定めているのが民法です。また、みなさんが思いがけない事件や事故にあったときの被害の弁償などにも、民法が関係しています。

この民法のうち契約に関するルールが、2020年4月1日から大きく変わることになりました。これから、桃太郎の鬼退治後の人生を見ながら、民法の基本的なことや新しくなったルールについて一緒に学んでいきましょう！

8

次号(69号)は、第2話を掲載します。つづきが気になる方はこちら！



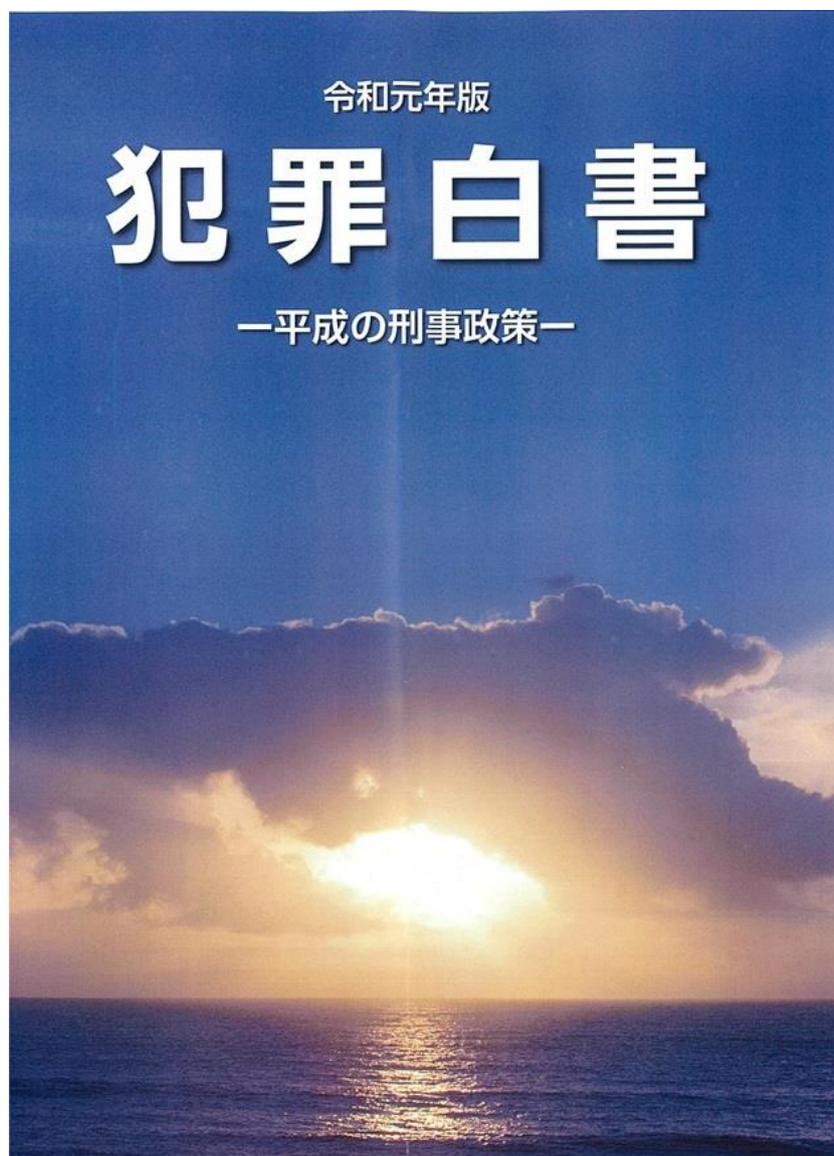
法務省ホームページ

桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルールのURL

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html



令和元年版犯罪白書について



令和元年版犯罪白書の表紙

1)犯罪白書とは？

犯罪白書は、犯罪の動向や犯罪者の処遇の状況について、統計資料等に基づいて説明しているものです。

昭和35年から毎年発刊されており、犯罪対策を検討するための基礎的な資料としての役割を担っています。

2)今回の特集は？

今回の犯罪白書では、全編を「平成の刑事政策」の特集とし、約30年間の主な法規の変遷、犯罪の動

向, 犯罪者処遇等を振り返り, その概要を取りまとめています。さらに, 主な刑事政策テーマとして, 1図の内容などを取り上げ, 本文のほか, 平成期を振り返った年表や様々なコラムの掲載等により, 幅広く説明しています。

平成の刑事政策

<p>■ 犯罪対策 (平成15年 犯罪対策閣僚会議) 「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」 「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」 「治安回復のための基盤整備」等を重点課題とした対策を充実・強化</p> <p>■ 司法制度改革 (平成13年 司法制度改革推進法) 裁判の迅速化, 法テラスの設立, 公判前整理 手続等の導入, 裁判員制度の導入等</p> <p>■ 時代に即した 新たな刑事司法制度 (平成28年刑事訴訟法等の一部を改正する法律) 取調べの録音・録画制度, 合意制度, 刑事免責 制度等の導入</p>	<p>■ 処遇の充実 矯正(成人): 監獄法(明治41年) 廃止 → 刑事収容施設法 施行(平成19年) 矯正(少年): 旧少年院法(昭和23年) 廃止 → 新少年院法, 少年鑑別所法 施行(平成27年) 更生保護: 犯罪者予防更生法(昭和24年)等 廃止 → 更生保護法 施行(平成20年)</p> <p>■ 再犯防止対策 再犯防止に向けた総合対策(平成24年), 再犯 防止推進法(28年)・再犯防止推進計画(29 年)</p> <p>■ 犯罪被害者保護 犯罪被害者等基本法(平成16年): 損害賠償命 令制度の創設, 犯罪被害給付制度の拡充, 被害者 参加制度の創設等 ※ 平成11年 被害者等通知制度の開始 12年 犯罪被害者保護二法等</p>
---	--

1図 平成期における主要な刑事政策のテーマ

コラム一覧

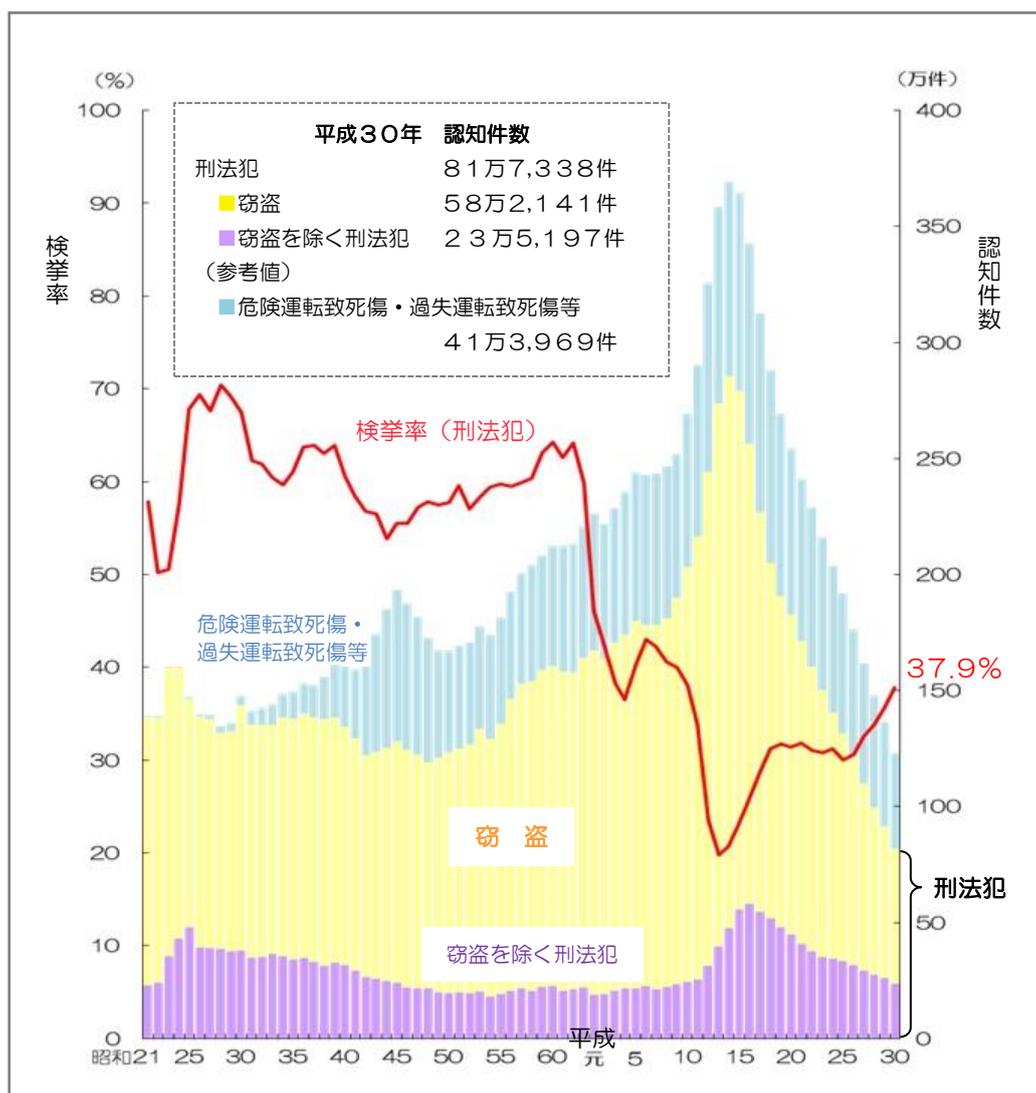
- 1 平成期における特別法の変遷と社会・犯罪情勢
- 2 平成期における窃盗事犯の増減と各種施策
- 3 犯罪対策
- 4 司法制度改革
- 5 時代に即した新たな刑事司法制度
- 6 検察庁における社会復帰支援の取組
- 7 矯正口ゴマーク ～地域社会とともに 開かれた矯正へ～
- 8 過剰収容に対応するためのハード面における工夫 ～平成16年版犯罪白書より～
- 9 更生保護の基本法 ～犯罪者予防更生法から更生保護法へ～
- 10 被害者・加害者を生まないための科学的, 体系的かつ一貫性のある施設内・社会内における処遇プログラムの策定
- 11 保護司による地域づくり
- 12 いつでも帰ってくることのできる港のように ～更生保護施設ウィズ広島, 平成の歩み～
- 13 平成期の大震災における少年鑑別所による支援活動
- 14 少年院における修学支援の充実
- 15 オウム真理教関係者による犯罪
- 16 インターネットがもたらした社会の変化
- 17 犯罪被害者等基本法制定の経緯と犯罪被害者等基本計画

2図 令和元年版犯罪白書のコラム一覧

3)犯罪の動向は？

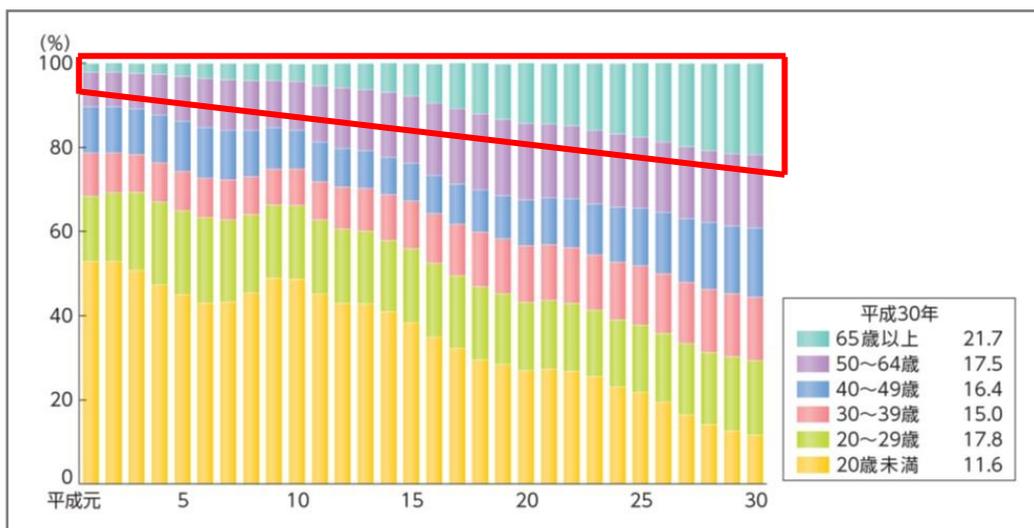
平成期における、刑法犯の認知件数(警察が犯罪の発生を把握した件数)は、平成14年に戦後最多の約285万4,000件を記録しましたが、その後は16年連続で減少し、平成30年は約81万7,000件と、戦後最少を更新しました。

平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割以上を占める窃盗の件数が大幅に減少し続けたことに伴っています。



3図 刑法犯 認知件数・検挙率の推移

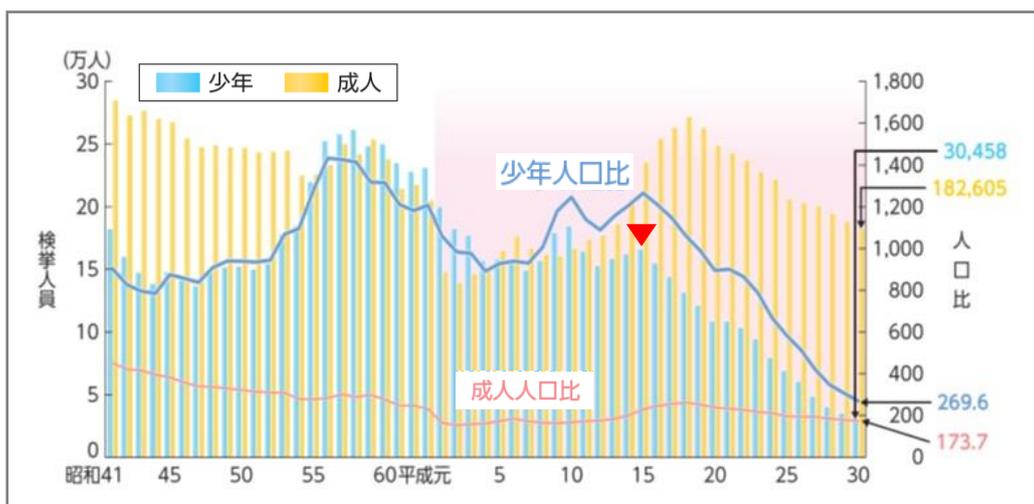
平成期における、刑法犯の検挙人員(警察等が検挙した事件の被疑者の数)の年齢層別構成比の推移を見ると、20歳未満の若年齢層の比率の低下が進んでいる一方、65歳以上の高齢者の比率は上昇しており、高齢化が進んでいます。平成30年における刑法犯の検挙人員は戦後最少の約20万6,000人でしたが、20歳未満の者の構成比は11.6%であり、高齢者の構成比は21.7%を占めています。



4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

4)少年非行の動向は？

平成期における、少年による刑法犯の検挙人員(14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をし、補導された人員を含みます。)は、平成16年以降減少し続けており、平成30年は約3万人でした。少年人口比(「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員です。)についても低下傾向にあり、平成期で最も高かった平成15年の約5分の1になっています。

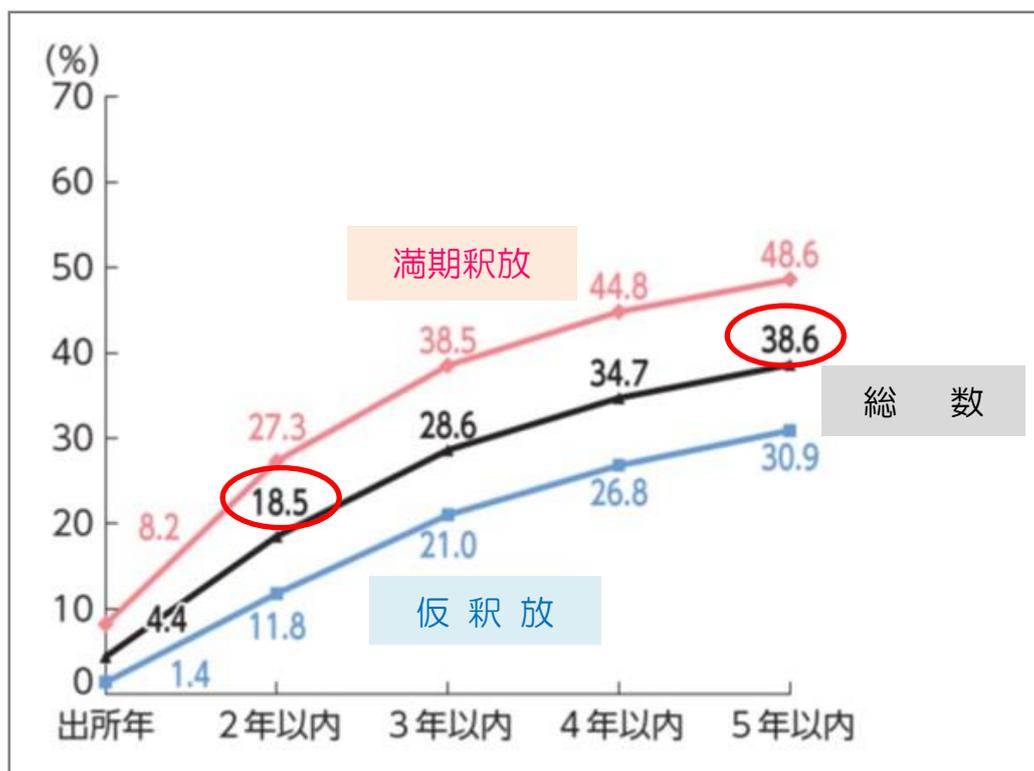


5図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移

5)再犯の現状は？

平成26年に刑事施設を出所した者のうち約4割の者が、出所後の犯罪により、出所後5年以内に刑事施設に再入所しており、そのうち約半数の者が2年以内に刑事施設に再入所しています。

また、満期釈放者は、仮釈放者と比べて、再入率(各年の出所受刑者人員のうち刑事施設に再入所した者の人員の比率)が高いことが分かります。



6図 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率(平成26年出所受刑者)

6)もっと犯罪白書の内容を知りたい場合は？

下記、法務省のホームページで閲覧できるほか、官報販売所等で購入できます。



法務省ホームページ

犯罪白書の URL

http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/nendo_nfm.html



「令和元年版再犯防止推進白書」を刊行しました！

1)再犯防止推進白書って？

再犯防止推進白書は、法務省を始めとする政府が講じた再犯防止に関する取組をまとめたものです。本白書は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第10条の規定に基づき、年次報告として令和元年11月29日に閣議決定し、国会に提出したものです。



2)何が書いてあるの？

--目次--

- 第1章 再犯の防止等に関する施策の指標
- 第2章 就労・住居の確保等のための取組
- 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組
- 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組
- 特 集 依存症対策

第1章においては、出所受刑者の2年以内再入率(出所後2年以内に刑務所等に再び入所する者の割合)を始めとする再犯防止施策に関する指標の最新データを記載しています。

第2章から第8章までにおいては、「再犯防止推進計画」で整理された7つの重点課題ごとに、合計15の施策について、平成30年度末までに政府が講じた取組を中心に掲載しています。

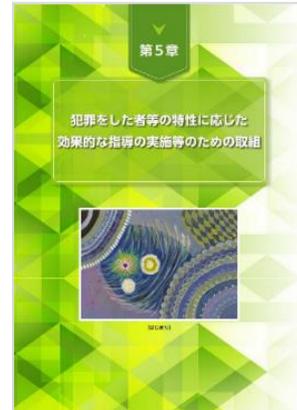
特集においては、「依存症対策」を取り上げ、矯正施設や保護観察所で実施している指導等の取組のほか、保健医療機関や民間団体、地方公共団体と連携した地域社会における支援・治療の継続のための取組などを紹介しています。

さらに、全体を通じて、読者の皆様に再犯防止の取組を身近に感じていただけるよう、再犯防止に取り組む民間協力者の方々の様子を伝える「コラム」も多数掲載しています。

3)表紙の絵や字は誰が描(書)いたの？

表紙の桜の絵や題字, 各章の冒頭ページの絵は, 少年院在院者等が制作したものです。

改善更生に向けて努力する彼らの作品も, ぜひ, じっくりご覧ください。



4)皆様へ

再犯防止施策の推進に当たっては, 国民の皆様の御理解と御協力が何よりも重要であると考えています。この白書が, 皆様に再犯防止を知っていただくことの一助になれば幸いです。

安全・安心な社会の実現に向け, 引き続き, 御理解と御協力をよろしく申し上げます。



法務省ホームページ

令和元年版再犯防止推進白書の URL

http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html



第39回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品について

法務省では、昭和56年度から、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。このコンテストの目的は、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることです。

令和元年度に実施した第39回のコンテストには、全国7,359校の学校から、91万9,154名もの応募をいただきました。全国の約3割の中学生に参加いただき、多くの中学生の皆さんが、人権への理解を深め、豊かな人権感覚を身に付ける良い機会となっています。



第39回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式風景

1)入賞作品を様々な形で発信しています

応募作品は、いずれも中学生らしい感性に富み、純粋な感覚で人権問題をとらえたものばかりであり、中学生の皆さんの力強いメッセージや気づきが込められています。

法務省では、一人でも多くの皆さんに入賞作品に触れていただき、人権問題について改めて考える機会としていただくため、入賞作品を様々な形で発信しています。

令和元年度に作成したコンテンツは以下のとおりです。

■第39回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

主な入賞作品について、「全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集して、法務省ホームページへ掲載するとともに、中学校、市区町村等に配布しています。

入賞作品は、障害のある人、外国人に関する人権問題など多岐に渡るテーマについて、中学生の皆さんが日常生活の中での体験等から考えた結晶であり、人権尊重の重要性や必要性を伝える優れたものばかりです。

法務省ホームページには、過去数年間の入賞作文集を掲載していますので、是非ご覧ください。



法務省ホームページ

全国中学生人権作文コンテストの URL

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>



第39回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

■入賞作品の英語版

第39回大会の優秀作品3作品について、英語に翻訳の上、法務省ホームページ(英語版)へ掲載しています。

英訳した作文を通じて、世界の人々にその内容に触れてもらうことにより、日本から世界に、人権尊重の輪が広がることを願っています。



法務省ホームページ

入賞作品の英語版の URL

http://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_hisho06_00018.html



2)第40回全国中学生人権作文コンテストを実施します

令和2年度は、40回目の記念大会を実施します。

今回もたくさんの中学生の皆さんからの御応募をお待ちしています。

応募方法等の詳細については、最寄りの法務局または地方法務局へお問い合わせください。

NO.1 【法務局・地方法務局所在地一覧(令和2年3月現在)】

名称	所在地		電話
札幌法務局人権擁護部	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局人権擁護課	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-9528
旭川地方法務局人権擁護課	078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1111
釧路地方法務局人権擁護課	085-8522	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台北部法務局人権擁護部	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局人権擁護課	960-0103	福島市本内字南長割1-3	024-534-1994
山形地方法務局人権擁護課	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局人権擁護課	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局人権擁護課	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局人権擁護課	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-9024
東京法務局人権擁護部	102-8225	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03-5213-1234
横浜地方法務局人権擁護課	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局人権擁護課	338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局人権擁護課	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局人権擁護課	310-0011	水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館	029-227-9919
宇都宮地方法務局人権擁護課	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務総合庁舎	028-623-0925





NO. 2

前橋地方法務局人権擁護課	371-8535	前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局人権擁護課	420-8650	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局人権擁護課	400-8520	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局人権擁護課	380-0846	長野市大字長野旭町 1108 長野第2合同庁舎	026-235-6611
新潟地方法務局人権擁護課	951-8504	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局人権擁護部	460-8513	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8111
津地方法務局人権擁護課	514-8503	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局人権擁護課	500-8729	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局人権擁護課	910-8504	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局人権擁護課	921-8505	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局人権擁護課	930-0856	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	076-441-6376
大阪法務局人権擁護部	540-8544	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局人権擁護課	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197	075-231-0131
神戸地方法務局人権擁護課	650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-392-1821
奈良地方法務局人権擁護課	630-8301	奈良市高畑町 552 番地 奈良第二地方合同庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局人権擁護課	520-8516	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局人権擁護課	640-8552	和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	073-422-5131
広島法務局人権擁護部	730-8536	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎3号館	082-228-5790
山口地方法務局人権擁護課	753-8577	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-2295
岡山地方法務局人権擁護課	700-8616	岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5656
鳥取地方法務局人権擁護課	680-0011	鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局人権擁護課	690-0001	松江市東朝日町 192-3	0852-32-4260
高松法務局人権擁護部	760-0019	高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎南館	087-821-7850
徳島地方法務局人権擁護課	770-8512	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171
高知地方法務局人権擁護課	780-8509	高知市栄田町 2-2-10 高知よきこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局人権擁護課	790-8505	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局人権擁護部	810-8513	福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-739-4151





NO. 3

佐賀地方法務局人権擁護課	840-0041	佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局人権擁護課	850-8507	長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局人権擁護課	870-8513	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3161
熊本地方法務局人権擁護課	862-0971	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局人権擁護課	890-8518	鹿児島市鴨池新町 1-2	099-259-0684
宮崎地方法務局人権擁護課	880-8513	宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局人権擁護課	900-8544	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-854-1215



第69回“社会を明るくする運動”作文コンテストの入賞作品について

本コンテストは、“社会を明るくする運動”の一環として、次代を担う小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活等の中で体験したことを基に、犯罪や非行に関して考えたことを作文に書いてもらうことを通して、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

第43回(平成5年)の運動から実施し、27回目を迎えた昨年のコンテストでは、全国1万505校から、34万4,797作品もの応募をいただきました。厳正な審査の結果、その中から法務大臣賞2作品(小学生の部・中学生の部各1作品)を含む入賞作品32作品が選ばれました。法務大臣賞については、法務省で表彰式が執り行われ、森法務大臣から受賞者に対して直接表彰状が授与されました。



法務省ホームページ

“社会を明るくする運動”の URL



http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html



法務大臣賞表彰式後の記念撮影

入賞作品は、いずれも身近な問題をとらえ、純粋な感覚で犯罪や非行のない明るい社会作りをテーマとして書かれたもので、小・中学生らしい感性に富んだ素晴らしい作品ばかりです。一人でも多くの人に作文を読んでいただき、児童・生徒の皆さんの思いを犯罪や非行のない地域社会づくりに役立ててもらえることを願っております(入賞作品については、法務省ホームページで御覧いただけます。)

今年は「第70回“社会を明るくする運動”」作文コンテストを実施します。
応募方法等については法務省ホームページを御確認ください。
皆さんからの御応募を心からお待ちしております。



法務省ホームページ
入賞作品についての URL



http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo03_00010.html



法務省ホームページ
応募方法等についての URL



http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo03_00013.html

成年年齢引下げをテーマとした意見交換会を全国で実施しています ～まだまだ参加していただける中学校・高等学校等を募集中！～

1)全国での意見交換会の実施について

「あかれんが」67号にてご紹介したとおり、法務省は、成年年齢引下げによって直接に影響を受ける中学生、高校生のみなさんに成年年齢引下げについて主体的に考えてもらい、その意義をより深く理解してもらうことを目的として、中学校、高校等における意見交換会を実施しているところです。

今回は、意見交換会の具体的な例として、福岡県福岡市において実施された車座ふるさとトークの様子をご紹介します。

2)福岡高校における車座ふるさとトークの実施について

令和2年1月14日(火)、義家法務副大臣が、福岡県福岡市にある福岡県立福岡高等学校において、「成年年齢の引下げ～若者がいきいきと活躍する社会へ～」をテーマに車座ふるさとトークを開催しました。

「車座ふるさとトーク」は、様々な課題について、大臣・副大臣・政務官が地域に足を運び、地域の方と少人数で車座になって対話を行い、生の声に耳を傾け、今後の政策に活かすことを目的とする取組です。



義家法務副大臣とトーク参加者の方々(トーク終了後)

今回の「車座ふるさとトーク」では、これから成年を迎える高校生の皆さん、そして、既に成年を迎えた大学生・社会人の皆さんから、「大人になるとはどういうことか」、「成年年齢の引下げによって社会はどのように変わると思うか」等について、活発な意見交換をしていただきました。

意見交換の中で、参加者の皆さんから出た意見は次のとおりです。

「大人になったら、基本的に一人で何でもできるとのイメージだったが、大人になってからであっても、周囲の人を頼ってもいいと聞いて、大人に対するイメージが変わった。」(10代・高校生)

「若者に周知するには、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の活用が重要。親しみやすく、分かりやすい広報を実施して欲しい。」(10代・高校生)

「知識も重要だが、様々な経験を積むことも知識と同等、又はそれ以上に重要。興味がない分野であってもチャレンジしてみると、後日、自分の財産になる。」(20代・大学生)

「大人になったとしても、自分だけで判断しなければならない訳ではなく、周りに相談ができる環境を作っておくことも非常に重要。」(20代・司法書士)

成年年齢引下げの当事者でもある若者の皆さんから、多様な観点から率直かつ貴重な御意見をお伺いすることができ、非常に有意義な機会となりました。



車座ふるさとトークの様子



義家法務副大臣・トーク参加者を囲んで、傍聴された高校生・先生方らと記念撮影

3)引き続き、皆さんからの応募をお待ちしています。

今後も、引き続き、皆さんからの応募をお待ちしておりますので、ご関心がおありの方は、法務省のホームページをご参照ください。



法務省ホームページ

若者会議 参加中学校・高等学校等募集についての URL

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00249.html



第21回法整備支援連絡会を開催しました！

1)法整備支援連絡会とは

法務総合研究所は、アジア諸国に対して、民法など基本法令の起草・改正、司法制度の整備、法曹人材の育成支援といった法整備支援を行っています。法整備支援連絡会は、こうした活動に携わる関係者間の情報共有・意見交換の場として、年1回、独立行政法人国際協力機構(JICA)との共催で開催しています。

第21回を迎えた今年の法整備支援連絡会は、令和2年2月14日(金)、東京都昭島市にある法務省国際法務総合センター「国際会議場 A」と、神戸市にある JICA 関西をテレビ会議システムで接続して開催しました。両会場合わせて100名を超える参加者が集い、盛況でした。

2)第21回法整備支援連絡会の内容

今年の法整備支援連絡会では、「Access to Justice の向上と法整備支援」をテーマとしました。

2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」のゴール16は、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」とされています。

「Access to Justice」は、幅広い概念ですが、これまで各支援対象国において、様々な法整備支援の実績が積み重ねられてきた一方で、果たして支援の効果が、対象国の一人一人の国民に行き渡っているかどうか、あるいは、行き渡るためにはどうすればよいか、といった視点で、現状を認識し、その上で、法整備支援の役割や課題を検討するため、この「司法へのアクセス」をテーマにしました。

第1部では、国内の法整備支援の関係機関から、最近の活動状況が報告されました。

第2部では、世界各国の司法アクセスの現状分析を行っている「ワールド・ジャスティス・プロジェクト」のエリザベス・アンダーセン氏及び日本が支援を行っているベトナム弁護士連合会のドー・ゴック・ティン会長による講演が行われました。

アンダーセン氏からは、「Global Insights on Access to Justice(司法へのアクセスに関する世界的洞察)」と題して、各国における司法アクセスの現状に関する調査結果やそれを踏まえての法整備支援活動への提言などについてお話いただきました。



エリザベス・アンダーセン氏による講演の様子

ドー・ゴック・ティン会長からは、日本の法整備支援を通じて実施されたベトナム弁護士連合会による司法アクセス改善への貢献をテーマとして、講演をしていただきました。同講演では、遠隔地域の住民を含めた国民に対する無料の法律相談などの司法援助や、弁護士による刑事事件への積極的参加など、ベトナムにおける司法アクセス改善に向けた様々な取組が紹介されました。また、日本の法整備支援を通じて作成された弁護士ハンドブックが司法アクセス改善に役立つツールとなっていることについても、紹介されました。



ドー・ゴック・ティン会長(写真左)による講演の様子

第3部では、第2部の講演を踏まえて、「Access to Justice の観点から見た法整備支援の課題と展望」をテーマにパネルディスカッションを実施しました。コートジボワールにおけるコールセンターの設立支援、岐阜県下呂市における行政や福祉と連携した法律相談に関する取組など、国内外の司法アクセス改善への取組が紹介されるとともに、司法アクセスの阻害要因や改善のために必要なことなどについて、参加者による活発な議論が交わされました。



パネルディスカッションの様子

3) 法整備支援に興味のある方へ

法務総合研究所国際協力部では、法整備支援連絡会を始め、様々なシンポジウムやセミナーを開催していますので、法整備支援に興味のある方は、是非御参加ください。



スリランカに対する支援について ～第1回スリランカ本邦研修を実施しました～

1) 研修実施の背景

法務総合研究所国際協力部(ICD)では、アジア諸国に対し、法律の起草や改正、法律の運用、司法関連の人材育成などの法整備支援を実施しており、これまでの支援対象国はのべ10か国以上に及びます。

このICDの支援対象国に、本年度から新たにスリランカ民主社会主義共和国が加わりました。

スリランカはインドの南東に位置する島国で、2009年まで民族紛争に起因する内戦が続いていましたが、現在は平和を取り戻し、内戦の戦後処理を含めた健全な社会制度の再建が課題となっています。

この健全な社会制度の再建の一つとして、社会正義を実現する裁判所の機能改善が挙げられます。

現在、スリランカの裁判所では、様々な原因により訴訟が遅延し、大量の事件が処理されないまま溜まっている状態で、重大犯罪者が適切に処罰されないなどの問題が生じています。

また、刑事裁判(司法)の健全化は、内戦に乗じてなされた様々な犯罪行為を適正に処理する上でも非常に重要な意味を持ちます。

そこで、ICDでは、JICAがスリランカに対して実施する2年間の国別研修に協力し、「刑事司法実務改善 ～刑事訴訟の遅延解消に向けて」というテーマを掲げて1回目の本邦研修を実施することとしました。

2) 研修内容

第1回本邦研修は、令和2年1月26日から同年2月8日まで実施されました(移動日含む)。

スリランカからは検事、裁判官、警察官など刑事司法に携わる多様な機関から合計11名の研修員が派遣され、日本側の講師やICD教官らと活発な議論を交わしながら研修が進められました。

今回の研修では、日本の刑事司法制度や刑事司法の現場での考え方をスリランカ側に紹介し、質疑応答や議論を通じて、スリランカでの訴訟遅延の原因を見出していくことに重点が置かれました。

スリランカと日本では、バックボーンとなる法制度自体が異なっているため、日本での訴訟遅延への対策が直ちにスリランカでも有効な対策として用いることができないわけではありません。

しかし、充実した議論を通して、研修員自身がスリランカの問題点や対応策について深い検討をすることができ、研修終了時のアンケートでは全ての研修員から、今回の研修について、非常に高い評価を得ることができました。

ICDとしては、今後もスリランカとの関係強化及び法分野での支援に積極的に取り組んでいきたいと考えています。





研修参加者による発表



第1回スリランカ本邦研修の集合写真(法務本省にて)

お答えします ～司法試験について～

【Q1】司法試験はどのような試験ですか？

A: 裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力があるかどうかを判定する試験です。

試験は、短答式(憲法・民法・刑法)と論文式(公法系科目・民事系科目・刑事系科目・選択科目)による筆記の方法により行われ、中日1日を挟んだ4日間で両方の試験を受けることになります。

【Q2】司法試験の受験資格はどのようなものですか？

A: 司法試験の受験資格は、法科大学院の課程の修了又は司法試験予備試験の合格により得られます。受験することができる期間は受験資格を取得した日後の最初の4月1日から5年間です。

なお、令和元年司法試験においては4,466人が受験し、1,502人が合格しました。

【Q3】司法試験予備試験はどのような試験ですか？

A: 司法試験予備試験は、様々な事情により、法科大学院課程を修了していない者でも司法試験を受験できるように設けられた試験で、これに合格した者は、法科大学院課程を修了した者と同じように司法試験を受験することができます。試験は、短答式(憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・一般教養)及び論文式(短答式と同じ科目・法律実務基礎科目(民事・刑事))並びに口述(法律実務基礎科目(民事・刑事))の方法により段階的に行われます。

【Q4】司法試験予備試験にも受験資格はありますか？

A: 司法試験予備試験には、受験資格はなく、誰でも受験することができます。

なお、令和元年司法試験予備試験においては11,780人が受験し、476人が合格しました。



そんなとき法テラスがお役に立ちます！Vol.48

そんなとき 法テラスがお役に立ちます！

Vol.48 ～法テラスのサービスの一つである民事法律扶助。誰が、どういう時に利用できるの？～

■ 民事法律扶助とは

「民事法律扶助」とは、経済的に余裕のない方が抱える法的トラブルの解決をお手伝いする制度です。以下 I,II のサービスがあります。

I 弁護士・司法書士による無料の法律相談

- ポイント1 無料で法律相談を受けられます。(下記の要件の①②に該当する方)
- ポイント2 相談場所は全国にある法テラス,または契約弁護士・司法書士の事務所でも可能です。(HPの「[あなたの街の法テラス](https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html)」をご確認ください。)



II 弁護士・司法書士に仕事を頼むときにかかる費用等の立替え

- ポイント1 審査が通った場合には、費用の立替え援助を受けられます。(下記の要件の①②③に該当する方)
- ポイント2 立て替えた費用は原則、月々分割でご返済いただけます。

民事法律扶助の利用要件

- ①資力が一定額以下であること。
夫婦間の紛争の場合を除き、利用者本人だけでなく原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。
- ②民事法律扶助の趣旨に適すること。
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。
- ③勝訴の見込みがないとはいえないこと。
和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

※上の Iとは別に、高齢や障がいのために認知機能が十分でない方のために、法律相談の援助を行っています。(特定援助対象者法律相談援助)詳しくは、法テラスホームページ([特定援助対象者に対する援助について](https://www.houterasu.or.jp/kankeikikan/201810292.html))をご覧ください。



■ 法テラスについて知りたい

●法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中！
[「法テラス公式Twitter」](#)

●広報誌「ほうてらす」



【第47号】
特集：「健康と法律」
表紙・インタビュー
：秋元 才加さん
〔女優〕

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

●メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会情報や福祉機関職員の皆さまの相談事例などをご紹介します。
ホームページから登録いただけます。
[メールマガジン「ほうてらすPlus」](#)



■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

日本では、調停や和解といった話し合いによる方法が、民事紛争を解決する手段として重要な役割を担っています。いったん民事裁判となった後も、時間や費用等の様々な事情から、和解等で柔軟に事件を解決させるという事例は少なくありません。

他方、私たちが法・司法制度整備支援活動を実施しているミャンマーでは、これまで、調停人や裁判官を介して話し合いで事件を解決するという手続が存在せず、いったん裁判手続が開始されると、基本的には、判決を目指して多数の証人を尋問していくという取扱いでした。そのため、市民の間では、裁判手続は時間と費用が非常にかかるという印象が強いようです。最近も、お世話になっている車のドライバーが、基本的には自分に過失がない接触事故について、裁判に巻き込まれることを恐れ、給料の数か月分の解決金を支払ってしまうという出来事がありました。また、裁判官にとっては、小規模な事件であっても判決に至るため、複雑な事件に対して労力を割くことが困難な状況にあったようです。

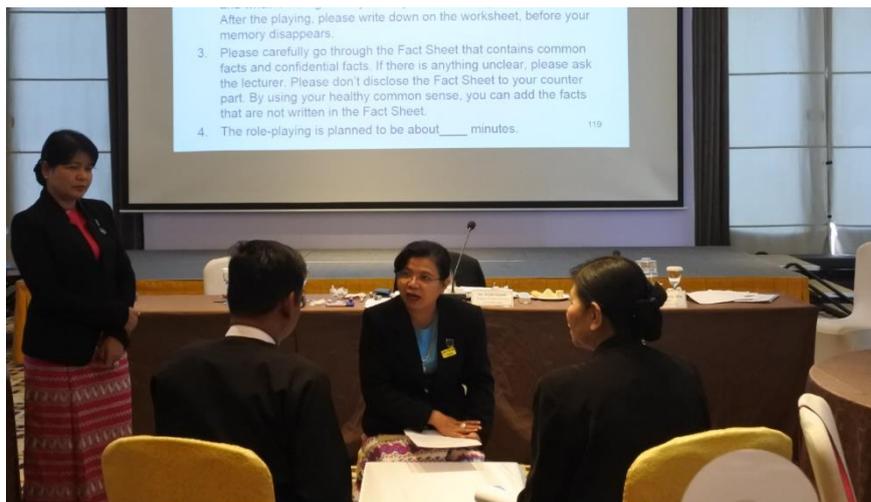
こうした現状を改善するため、私たちは、ミャンマー連邦最高裁判所と共に、調停手続を導入するための活動を実施しています。ミャンマーの法制度を踏まえ、どのような枠組みで調停制度を導入するのが相応しいかを議論し、2019年3月、4つの裁判所で試験的に調停手続を開始しました。調停制度は、ミャンマーの国民性に調和しているようで、幸い、市民及び裁判官の双方から好意的に受け止められています。2020年3月には試験運用の範囲をさらに拡大し、数年後には、ミャンマー全土で調停手続が実施されることを目指しています。

法が存在し、法の解釈が安定していることが重要であることはもちろんですが、市民が、法的な紛争を解決する方法に合理的なコストの範囲内でアクセスできる環境の整備も重要です。引き続きミャンマー連邦最高裁判所と協力してミャンマーの調停制度の改善を目指したいと思います。

(ミャンマー長期専門家 高木 晶大)



調停人研修の様子



模擬調停の様子



「京都 kongress 便り」 ～日本の犯罪防止及び刑事司法の歩み～

本年4月20日から京都にて開催予定であった第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)については、本年3月21日、国連が、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染状況等に鑑み、開催を延期する旨発表しました。

また、これに伴い、京都 kongress の前週に開催予定であったユースフォーラムについても、開催延期としました。

今後、改めて、京都 kongress の開催と成功に向け、外務省と連携しつつ、国連等と開催日程の確定に必要な調整を鋭意進めるなど、ホスト国としての責任をしっかりと果たしてまいります。

開催に向けて準備に御尽力いただいていた多数の関係者の皆様のこれまでの御協力に感謝申し上げますとともに、引き続き、変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(大臣官房国際課)

第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)は、前回、日本で kongress が開催された1970年の第4回 kongress から50年という節目の年に開催されます。半世紀の間に、国際情勢・社会情勢は目まぐるしい変化を遂げましたが、日本の刑事司法についても、この間に様々な変遷がありました。

そこで、今回は、京都 kongress (第14回)を開催するに当たっての日本の犯罪防止及び刑事司法の歩みについて、振り返ってみたいと思います。

我が国は、1870年前後から、西洋文明を手本として、交通、通信、工業等の様々な分野で近代化を推し進めました。刑事司法分野においても、フランス法、次いでドイツ法に倣って、刑法、刑事訴訟法等の法整備がなされ、近代化が果たされました。

昭和20年(1945年)に第二次世界大戦が終結した後、荒廃した国土を国民の不断の努力によって再建し、1950年代から経済の高度成長期に入るなどして、復興を果たしました。また、刑事司法分野においても、戦後、アメリカ法の影響の下で刑事訴訟法等が大幅に改められるなど、大きな変革を経て、やがて徐々に運用が安定していきました。

このように我が国の近代化が始まってから約100年が経過し、経済及び社会が安定する中で、昭和45年(1970年)にアジアで初めて kongress (第4回京都 kongress) が開催されました。同じ年に開催された大阪万国博覧会や昭和39年(1964年)の東京オリンピック開催に加え、我が国の先進国入りを国内外にアピールするものでした。





それから50年、我が国は、いわゆる「バブル」の崩壊を背景にした景気の落ち込みを経験したり、未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災等度重なる自然災害に見舞われたりしました。世界をも震撼させた地下鉄サリン事件等の凶悪重大事件が起きたり、刑法犯の認知件数が一時期大幅に増加するなど刑事司法分野においても様々な課題に直面しました。

それでも、我が国は、その都度、種々の工夫を凝らして犯罪を防止し、刑事司法制度やその運用を改善・整備することにより課題を乗り越えてきました。我が国の刑法犯の認知件数は、平成15年(2003年)以降、16年連続で減少しており、平成30年(2018年)には、81万7,338件と戦後最少を更新しました。

このように、我が国は、たゆまぬ努力によって、良好な治安を維持し続けて、再びCongressの開催を迎えることになるのです。

京都Congressでは、様々な機会を通じて、各国の皆様には日本の刑事司法制度について正しく理解していただき、また、安全・安心な社会の実現に向けての各種の取組を体感していただきたいと考えています。

こうした結果を「あかれんが」の読者の皆様にお届けできるよう、引き続き、京都Congressの成功に向けて、準備を進めていきたいと考えています。

京都Congressの情報や詳細などについては、京都Congress専用ホームページに掲載していますので、こちらも是非ご覧ください。



法務省ホームページ

京都Congress専用ホームページの URL

<http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/>



会場である国立京都国際会館



国際会館内(Room A)



京都Congressロゴマーク



京都Congress・ユースフォーラムロゴマーク



法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.4

～登記官～

職 名:登記官

氏 名:大澄陽介

採用年:平成12年

所 属:東京法務局民事行政部不動産登記部門

1)登記官ってどんな仕事？

不動産登記部門の登記官は、私たちの大切な財産である土地や建物の所在及び面積などの物理的状況のほか、所有権や抵当権などの権利について、民法や不動産登記法等の各種法令に基づき、独任制の国家機関として自らの判断によって登記簿に登記事項を記録し、これを公開することで、国民の皆様の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。



執務席にて仕事をする様子

2)最近のトピックスは？

相続登記が放置され、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないなどのいわゆる所有者不明土地問題が社会的関心を集めています。また、相続登記の未了は、適切な管理がされていない空き家の増加の要因の一つとの指摘もあることなどから、法務局においては、相続登記の促進を図るために創設された「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、また、既に長期間相続登記がされていない土地等の解消を図るため、「長期相続登記等未了土地解消作業」及び「表題部所有者不明土地解消作業」などの各種施策に取り組んでいます。さらに、本年7月10日からは遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から創設された「自筆証書遺言の遺言書保管制度」の運用を始めます。

3)登記官のやりがいって何？

登記官は、国民の皆様の生活のすぐそばで登記簿という社会的インフラを支えている「縁の下の力持ち」ではないかと思っています。映画やドラマの主人公になるような派手さはないかもしれませんが、社会の一員として、経常業務や自己研さん等によって得た法律知識及び実務経験をいかして、様々な課題に取り組むことができるのがやりがいだと思います。

4)心に残っているエピソードがあれば教えてください。

登記手続を御案内する窓口では、時として民法や不動産登記法に関する複雑で困難な御説明をしなければならない場面がありますが、そのような時、「よく分かったよ。ありがとう。」とお声がけをいただいたり、「お父さんが亡くなってずっと気になっていた名義変更(所有権の移転の登記)が終わって本当に良かったです。安心しました。」とおっしゃっていただくことができた時には、お役に立つことができ良かったと身をもって感じます。



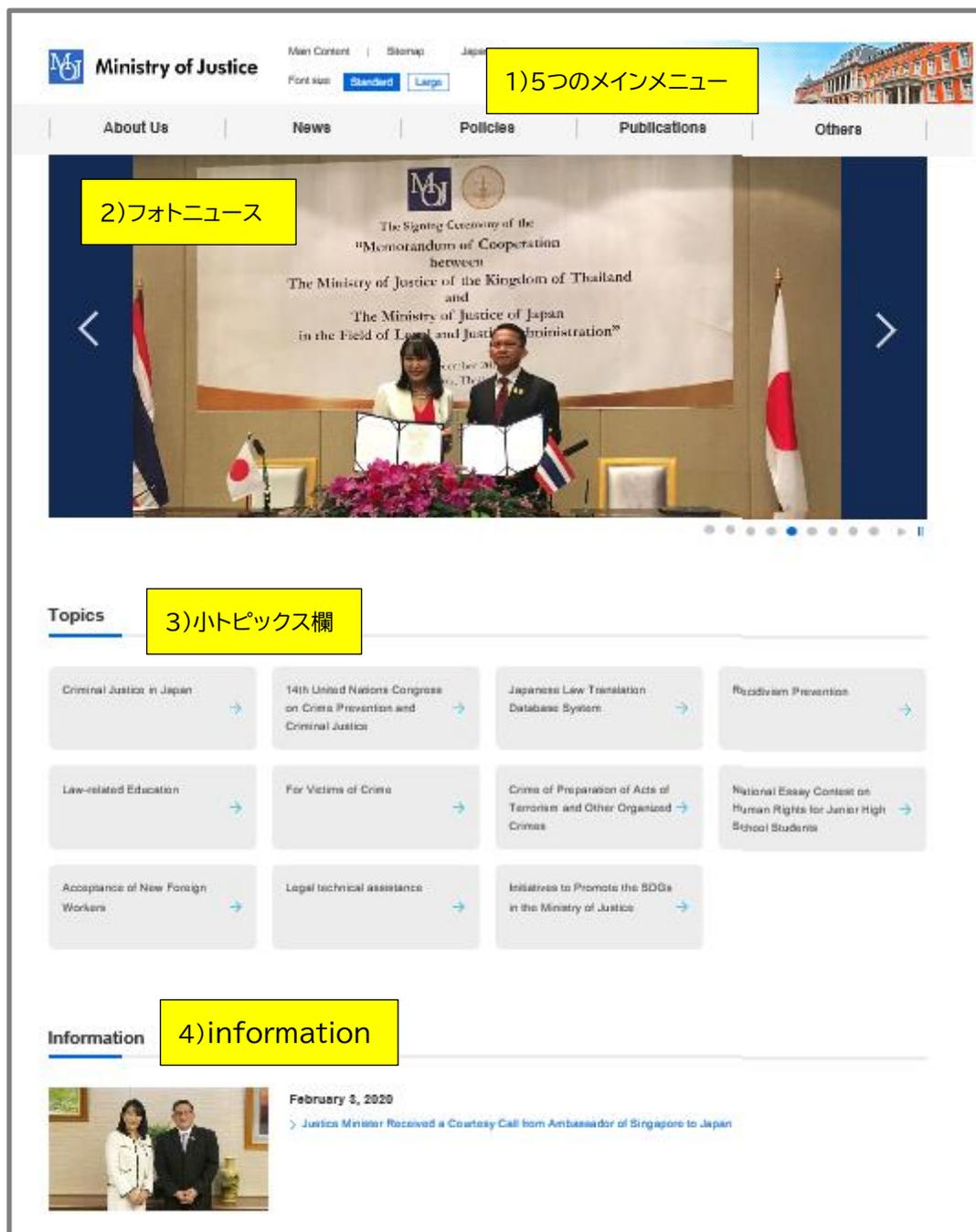
法定相続情報証明について
手続の案内をする様子

英語版ホームページを全面リニューアルしました！

令和元年12月、法務省ホームページの英語版を全面リニューアルしました。

司法外交の推進や京都コンгрエスの開催等に向け、外国人や外国企業の方々が必要な情報にアクセスしやすいようトップ画面やページ構成を変更しました。

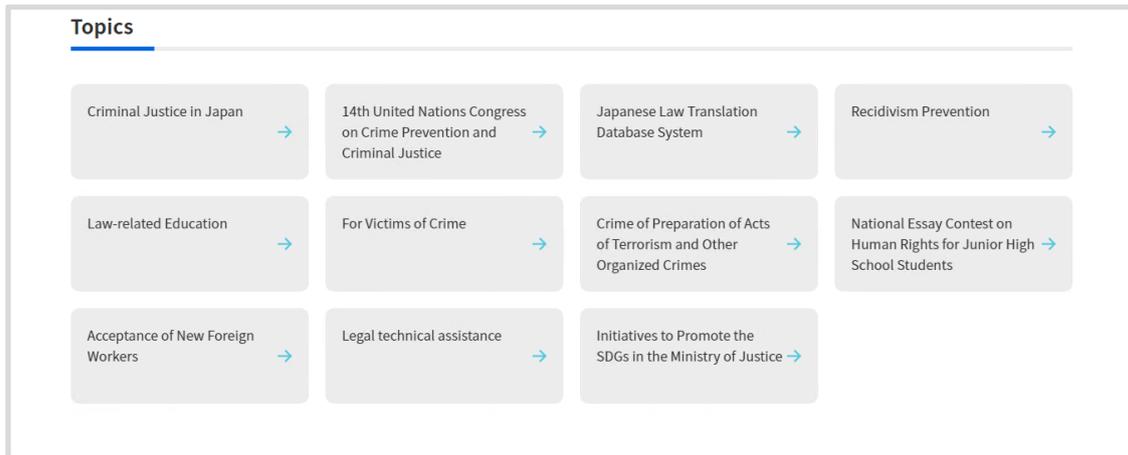
今後、国際社会のニーズを踏まえつつ、ホームページの内容を更に充実させます。



リニューアル後の英語版ホームページトップ画面

■リニューアル後の英語版ホームページトップ画面のポイント

- 1)メインメニューを5つにまとめています。
- 2)直近のフォトニュースを写真とともにご紹介しています。
- 3)メインとなる小トピックス欄を設けました。



Topics 拡大図

- 4)information を写真付きで掲載しています。



法務省ホームページ

法務省英語版ホームページの URL

<http://www.moj.go.jp/EN/index.html>

